

コンプライアンス・人権規則

第1章 総則

第1条 本規則は、富士興業株式会社(以下「当社」という。)の全従業員が、法令および社会的倫理を遵守し、人権を尊重した公正で誠実な企業活動を行うことを目的とする。

第2条 本規則は、当社の役員、正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、派遣社員および当社の業務に従事するすべての者に適用する。

第2章 基本方針

第3条 当社は、すべての従業員および関係者の人権を尊重し、差別・ハラスメントのない職場環境の実現に努める。

第4条 すべての従業員は、建設業法、独占禁止法、労働関係法令、環境関連法令、人権関連法令を遵守し、誠実に行動しなければならない。

第3章 建設業における法令遵守

第5条 建設業許可の適正維持、請負契約の書面化、改正建設業法への対応を徹底する。

第6条 談合禁止、優越的地位の濫用禁止など、公正な競争を確保する。

第7条 時間外労働上限、労働安全衛生、労働組合法、男女雇用機会均等法、障がい者雇用関連法などを遵守する。

第8条 廃棄物処理法、建設リサイクル法、大気汚染防止法等を遵守し、環境負荷低減に努める。

第4章 人権ポリシー

第9条 当社は、すべての従業員および関係者に対して、人権侵害・差別・ハラスメントの防止を徹底する。

第10条 当社は、性別、年齢、障がい、国籍、宗教、性的指向、信条、その他社会的属性に基づく不当な差別や取扱いを行わない。

第11条 人権侵害や差別行為を発見した場合は、上司または人権・コンプライアンス相談窓口迅速やかに報告する。通報者は不利益な取扱いを受けない。

第12条 人権意識向上のため、定期的に研修を実施し、従業員教育を徹底する。

第5章 体制・運用

第13条 コンプライアンス推進責任者を設置し、遵守体制及び人権ポリシーの運用を統括する。

第 14 条 違反行為を発見した者は、上司または相談窓口に報告する義務があり、通報者は保護される。

第 6 章 教育・啓発

第 15 条 当社は、年 1 回以上コンプライアンス研修および人権研修を実施し、最新の法令・規範を周知する。

第 7 章 違反行為への対応

第 16 条 本規則に違反した場合、就業規則に基づき懲戒処分を行い、再発防止策を講じる。

第 8 章 附則

第 17 条 本規則は、令和 6 年 4 月 16 日より施行する。

第 18 条 本規則の改定は、コンプライアンス推進責任者および人権責任者の提案により、代表取締役の承認を経て行う。

作成者：富士興業株式会社

代表取締役 高橋正之